

取得可能な学位（白鷗大学学位規程第2条抜粋）

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、法務博士、修士及び学士とする。

2 法務博士の学位は、本学大学院 法務研究科（法科大学院）学則第30条によるものとする。

3 修士の学位に付する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（経営学）

修士（法学）

4 学士の学位は、本学学則第42条によるものとする。

修了要件（白鷗大学大学院学則第30条抜粋）

（修士課程の修了要件）

第30条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第31条 学位論文の審査及び試験は、3名以上の研究科委員会の定める審査員によって行う。試験は、口述試験で行う。